

免震材料に関する第三者委員会（第3回）議事要旨

日時：平成27年5月28日（金）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室（10：00～11：00）、
4階会議室（11：00～12：00）

（1）原因究明・再発防止策について

（委員）ISO9001は製品を保証するものではない。

（委員）品質管理を高める手段として、ISO9001は有効である。

（委員）大臣認定申請時に、ISO9001の取得に際して規定している中身を提出させるのがよい。

（委員）大臣認定品の品質管理をISO9001により行うならば、ISO9001に入れる項目を国側から示さないといけない。

（事務局）現在、大臣認定の審査時に、ISO9001の取得を参考としているが、それが機能しているかはチェックできない。国の直接的な関与は限定的になるので、既存の認定の仕組みを、ISO9001を活用することにより補完することが考えられる。

（委員）製造段階における検査を実効性のあるものに変えれば、かなりのものを防げる。

（委員）免震材料は、他の材料と異なり、試験データを添えて出荷されるため、本来管理しやすい。

（委員）製品の品質にばらつきがでる性格のものは、定期的に結果の提出を求めるにより品質を保つことが可能である。故意の改ざんは、抜き打ちによるサンプル調査でないと正せない。第三者機関による試験も重要である。

（事務局）サンプル調査は効率的にメリハリをもって行うことが必要である。

（委員）免震装置のサンプル調査がどの程度大変かも含めて検討することが必要である。

（委員）大臣認定の不正取得と大臣認定不適合品の出荷について、チェックのあり方を分けて考えなければならない。

（委員）大臣認定取得時の開発段階の製品と、量産段階の製品が同一のものであるかをチェックすることが必要である。

（委員）資料2の、安全に直結する種類の製品とは何か。

（委員）安全性への影響の評価方法として、被害の程度、暴露時間、回避可能性、発生

頻度の要素を掛け合わせる方法がある。全てを同様にチェックすると疲弊するので、分類分けしチェックのレベルを段階的に設定するのがよい。

(委員) 東洋ゴム工業は、前回の不正でも同様の再発防止策を出しておらず、踏み込んで指摘する必要がある。

(委員) 不正を行うと企業にコストが掛かることを明らかにし、抑止力とする本質的である。

(委員) 不正を防止するためのコストと不正が起ったときのコストの比較など、企業のコスト意識を育てる必要がある。

(委員) 契約先等によるチェック、民間の認証機関によるチェックなどの表現は、過失相殺の問題があるので、表現方法を注意する必要がある。

(委員) 契約先は大臣認定品であることを信用して製品を受け取っており、契約先によるチェックを求めるのならば、かなりのPRが必要である。

(委員) 製品のばらつきの大きさは性能に直結するため、大臣認定品だからチェックしないというのは通らない。契約先が自覚をもってチェックするよう言ってよいのではないか。

(委員) 免震材料のデータを読むルールを示せば、現場でも管理可能である。

(委員) 現場でのチェックは誰が行うのか。現場監督か、設計者か、工事監理者か。

(事務局) 本来は工事監理者が行う。

(2) 99棟の安全性検証結果について【報告】

(委員) 欠損データについて、性能値のばらつきを3つの方法で分類し、一番厳しいものを採用しており、剛性と減衰の組合せも最悪の組合せであり、安全側となっている。

(委員) 第三者委員会の関与についての記述は了承する。

以上